

海津市ネーミングライツパートナー募集要項

市では、海津市ネーミングライツ事業に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、市が保有又は管理する公共施設等（以下「市有施設」という。）のネーミングライツパートナーを募集します。なお、応募にあたっては、本募集要項のほか、海津市ネーミングライツ事業実施要綱及びガイドラインを併せてご参照ください。

1 目的

市が民間の法人又は団体（以下「パートナー」という。）との契約により、市有施設の名称等に、企業名、商品名等を冠した愛称を命名する権利（当該施設に企業名、商品名等を冠した広告物等を設置することを含む。以下「ネーミングライツ」という。）を付与し、当該パートナーからその対価を得て、市有施設の運営維持及び利用者のサービス向上を図り、市有施設の良い運営に資することを目的とします。

2 対象施設

(1) 施設名称 : 平田農村環境改善センター（ふるさと会館）

(2) 所在地 : 海津市平田町今尾6 1 4 番地1

(3) 敷地面積 : 4, 5 1 2. 4 m²

(4) 駐車場 : 3 9 台

(5) 最低希望金額 : 年間10万円※¹（税抜）

※¹ 希望金額を下回る場合も応募できますが、審査項目の評価対象となります。

(6) 付与する期間 : 3年以上5年以下とし、施設の特性、管理、運営形態等に応じてパートナーと協議の上、その期間を決定します。

3 愛称の範囲

ネーミングライツ事業による愛称は、市有施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民及び利用者の理解が得られるものとし、ガイドライン第5条の要件を満たすものとしてください。

なお、市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、市有施設の愛称を使用するものとします。ただし、条例等に規定されている当該市有施設の名称（以下「正式名称」という。）については変更しないものとし、必要に応じて正式名称を併記することがあります。

4 費用負担

ネーミングライツ事業の導入に伴う市とパートナーの費用負担の区分は、ガイドライン別表のとおりとします。

5 応募資格

本市のネーミングライツパートナーとして、ふさわしい資力及び信用を備え、海津市ネーミングライツ事業実施要綱別表第1に規定する業種及び事業者等に該当しない法人又は団体が応募できるものとします。なお、個人での応募はできません。

6 応募方法

(1) 提出書類

海津市ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の概要を記載した書類
- イ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- オ 直近1事業年度分の納税に関する証明書
（法人税、法人事業税、法人住民税）
- カ その他市長が必要と認めるもの

(2) 募集期間

公募を開始した日から令和7年10月17日（金）午後5時まで（必着）とします。

(3) 提出方法

- ア 提出先 〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地
海津市役所 市民生活部 文化・スポーツ課（東館2階）
- イ 書類の受付時間は、午前9時から午後5時までとなります（土、日、祝日を除きます）。
- ウ 郵送の場合は、郵便書留の方法によることとし、上記提出先への書類到着日時を提出日時とします。

(4) 留意事項

- ア 応募にあたっての費用については、応募者の負担となります。
- イ 追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出書類等は返却しません。
- エ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用することがあります。また、海津市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- オ 質疑は、令和7年10月15日（水）15時までに電子メール又はファクシミリで受け付けます。

(質疑の回答は、10月16日(木)正午までに回答します)。

7 優先候補者の選定

(1) 審査

本市が設置するネーミングライツ審査会において、提出された書類に基づきネーミングライツ事業の実現性、業務実績、信頼性その他の条件について、次の(2)に掲げる選定基準で総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナーとして採用することの適否や順位を決定します。

(2) 選定基準

区分	No.	審査項目	配点
応募内容	①	愛称案(施設イメージとの合致、親しみやすさ、分かりやすさ)	10
	②	愛称以外の提案内容(施設の運営維持や利用者のサービス向上に向けた取組み)	30
	③	応募金額(施設で使用する物品の提供がある場合はその費用を含む)	30
	④	期間	10
	⑤	応募の動機	10
応募者の状況	⑥	業務実績(経営の安定性、法令順守の取組み等)	10
合計			100

ア 「3 愛称の範囲」及び「5 応募資格」の要件を満たさない応募については、上記選定基準による審査は行わず、失格とします。

イ 3 審査項目③が20点未満の場合、又は③以外の審査項目の合計得点が30点未満の場合は優先候補者には選定しないものとします。

ウ 最高得点者を優先候補者として選定します。ただし、指定管理者による管理が行われている施設において、当該指定管理者が応募したときは、他の応募者に優先して当該指定管理者を優先候補者として選定することができるものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会での審査後、速やかに文書で通知します。

8 契約の締結・期日

市は、優先候補者の決定後、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行い、合意が成立したときは、速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設の名称、愛称、命名権料等について、市ホームページ等で公表します。

なお、優先候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点順位の応募者と契約締結に向けた協議を行うものとします。なお、ネーミングライツ開始の時期は、令和7年11月1日からを予定とします。

9 契約の解除

市は、ガイドライン第14条のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。

10 その他

契約を締結したネーミングライツパートナーは、次回の募集に際して、事業者評価が同等の場合、優先的に交渉することができるものとします。

(公募に関する問い合わせ先)

海津市 市民生活部 文化・スポーツ課 生涯学習係

電話：0584-53-1536 FAX：0584-53-1569

メールアドレス：bunkasupotsu@city.kaizu.lg.jp